

乳児等通園支援事業実施計画書（一般型用）

1 基本情報

(1) 施設名称	認定こども園いそやま保育園			
(2) 施設の所在地	鈴鹿市東礪山2-26-18			
(3) 区分	一般型（在園児合同）			
(4) 受入年齢	0歳6カ月から満3歳未満まで			
(5) 事業開始予定日	令和8年9月1日			
(6) 提供日・時間 提供を行わない日	【提供日】火曜日・木曜日 【時間】9時から12時まで、13時から16時まで 【提供を行わない日】 土、日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）			
(7) 利用料	利用料金（1時間当たり）	300円		
(8) キャンセル料	キャンセル料の有無 （※有の場合は金額）	無		
	※キャンセル料が発生する場合はその理由			
(9) 給食・おやつ	給食の有無	無	費用	-円
	おやつの有無	無	費用	-円
(10) その他の費用	その他の費用の有無	無	費用	-円
	内容			

2 職員配置等に関する調書

(1) 事業所の責任者	氏名	役職	教育職又は児童福祉事業 の経験年数(年)			
	青山 和弘	園長	1.1			
(2) 職員の配置状況 及び利用定員等	(ア) 利用定員の全てを受け入れする際の配置人数(人)					
	職員数	4	うち保育士資格者数	4		
	専従者数	3	うち保育士資格者数	3		
	(イ) 1時間あたりの利用定員(人)					
	定員	参考 (内訳)	0歳	1歳	2歳	
	3		1	1	1	
	(ウ) 1か月あたりの標準的な開所日数(日)と開所時間(時間)					
	開所日数(日)		9			
	開所時間(時間)		54			
	(エ) 1か月あたりの利用定員(人)					
	定員	参考 (内訳)	0歳	1歳	2歳	
	162		54	54	54	
(3) 職務内容	・利用者との面談やその他の対応等 ・総合支援システムでの面談、予約、利用、請求等に関する事務全般 ・利用者への通園支援サービスの提供及び記録 ・利用者(子ども)の様子記録 ・乳児等通園支援給付費の法定代理受領に関する事務(給付費の受領、受領額の通知)					

3 施設整備状況調書

(1) 施設整備

設備	室数	乳児等通園支援事業を実施する面積	基準面積	設置階
① 乳児室	1	1.65	1.65	1
② ほふく室	1	3.3	3.3	1
③ 保育室	1	1.98	1.98	1
④ 遊戯室				
⑤ 便所	1			

(2) 室別面積等

①乳児室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積
0歳児	1.65	1	1.65 (1.65 m ² /人)
1歳児			(1.65 m ² /人)

②ほふく室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積
0歳児			(3.3 m ² /人)
1歳児	3.3	1	3.3 (3.3 m ² /人)

③保育室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積
0歳児			(3.3 m ² /人)
1歳児			(3.3 m ² /人)
2歳児	1.98	1	1.98 (1.98 m ² /人)

④遊戯室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積
0歳児			(3.3 m ² /人)
1歳児			(3.3 m ² /人)
2歳児			(1.98 m ² /人)

(3) 防災等（保育室、遊戯室等を2階以上に設置する場合）

区分	要件			確認欄
2階に設ける場合	○ア、イ及びカの要件に該当するものであること			
3階以上に設ける場合	○アからクまでの要件に該当するものであること			
要件	ア	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること		
	イ	保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、道標の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ道表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること		
	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	
		避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 屋外階段	
	4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
	ウ	イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。		
	エ	一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。		
		①スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。		
		②調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。		
	オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。		
	カ	保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。		
	キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。		
	ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。		

(4) 食事の提供 ((1(9))にて給食・おやつのいずれかを有としている場合))

食事の提供方法	
調理室の有無	
加熱、保存機の機能を有する設備の有無	
(許可保育施設の場合) 許可保育施設と同様の提供方法・設備での実施の有無	

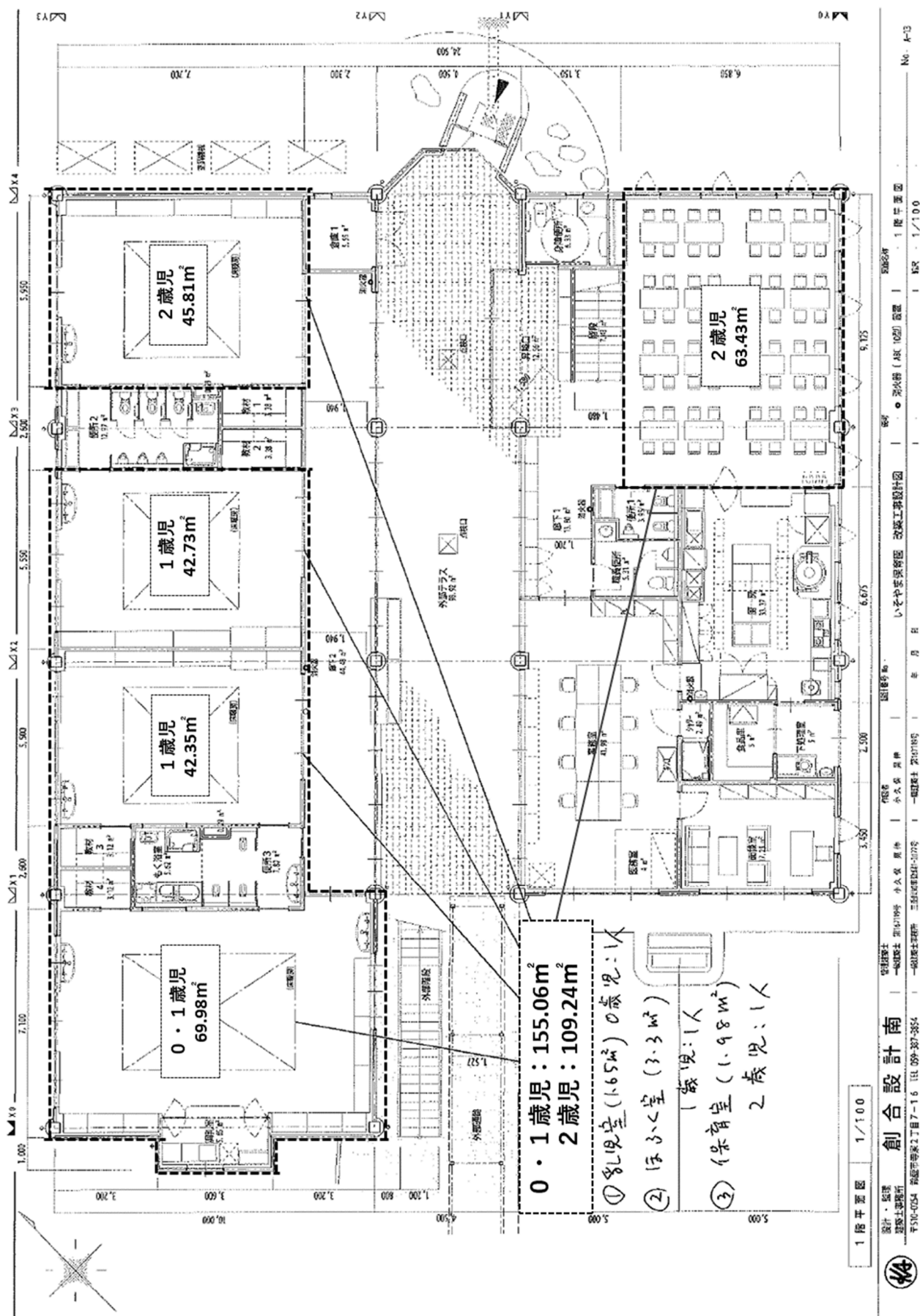
4 その他

(1) 地域との連携に関する取組み

・ 地域の幼稚園の園児や保育者との交流を行っている。

(2) 秘密保持に関する必要な措置 (運営規程に規定されている場合は省略可)

--



乳児等通園支援事業実施計画書（余裕活用型用）

1 基本情報

(1) 施設名称	認定こども園いそやま保育園			
(2) 施設の所在地	鈴鹿市東礪山 2-16-18			
(3) 区分	余裕活用型			
(4) 受入年齢	0歳6か月から満3歳未満まで			
(5) 事業開始予定日	令和8年9月1日			
(6) 提供日・時間 提供を行わない日	提供日：火曜日・木曜日 時間：9時から12時まで、13時から16時まで 提供を行わない日：土・日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）			
(7) 利用料	利用料金（1時間当たり）	300 円		
(8) キャンセル料	キャンセル料の有無	無		
	※キャンセル料が発生する場合はその理由			
(9) 給食・おやつ	給食の有無	無	費用	円
	おやつの有無	無	費用	円
(10) その他の費用	その他の費用の有無	無	費用	円
	内容			

2 職員配置等に関する調書

(1) 事業所の 責任者	氏名	役職		教育職又は児童福祉事業の 経験年数(年)	
	青山 和弘	園長		1. 1年	
(2) 利用定員等	(ア) 定員(1時間当たりの利用定員)				
		0歳児	1歳児	2歳児	合計
	教育・保育の 利用定員	9	26	26	61
	教育・保育の 在籍児童数	8	25	25	58
	(イ) 開所日数と開所時間(1か月当たりの標準的な日数と時間)				
	開所日数(日)		9		
	開所時間(時間)		54		
	(ウ) 利用定員(1か月当たりの利用定員)				
		0歳児	1歳児	2歳児	合計
	教育・保育の 利用定員	486	1404	1404	3294
	教育・保育の 在園児	432	1350	1350	3132
	(エ) 室別面積等(※平面図を添付してください)				
		0・1歳児		2歳児	
	保育室等の面積	155.06 m ²		109.24 m ²	
	保育に必要な面積	108.9 m ²		49.5 m ²	
	乳児等通園支援事業に 充てられる面積	46.16 m ²		59.74 m ²	

	(オ) 職員配置			
		0 歳児	1 歳児	2 歳児
	保育に従事する職員数	4	6	6
	(うち保育士数)	4	6	5
	保育に必要な職員数	3	5	4
	乳児等通園支援事業に従事 できる職員数	1	1	1
(3) 職務内容	・利用者との面談やその他の応対等 ・総合支援システムでの面談、予約、利用、請求等に関する事務全般 ・利用者への通園支援サービスの提供及び記録 ・利用者（子ども）の様子記録 ・乳児等通園支援給付費の法定代理受領に関する事務（給付費の受領、受領額の通知）			

3 食事の提供（1（9）にて給食・おやつのいずれかを有としている場合）

食事の提供方法	
調理室の有無	
加熱、保存機の機能を有する設備の有無	
（許可保育施設の場合）許可保育施設と同様の提供方法・設備での実施の有無	

4 その他

（1） 地域との連携に関する取組み

・地域の幼稚園との間で、園児及び保育者同士の交流を進めている。

（2） 秘密保持に関する必要な措置（運営規程に規定されている場合は省略可）

--

乳児等通園支援事業実施計画書（一般型用）

1 基本情報

(1) 施設名称	認定こども園白百合幼稚園			
(2) 施設の所在地	鈴鹿市東礪山2-3-1			
(3) 区分	一般型（在園児合同）			
(4) 受入年齢	0歳6カ月から満3歳未満まで			
(5) 事業開始予定日	令和8年8月1日			
(6) 提供日・時間 提供を行わない日	【提供日】水曜日・金曜日 【時間】 9時から12時まで、13時から16時まで 【提供を行わない日】 土、日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）			
(7) 利用料	利用料金（1時間当たり）	300 円		
(8) キャンセル料	キャンセル料の有無 （※有の場合は金額）	無		
	※キャンセル料が発生する場合はその理由			
(9) 給食・おやつ	給食の有無	無	費用	- 円
	おやつの有無	無	費用	- 円
(10) その他の費用	その他の費用の有無	無	費用	- 円
	内容			

2 職員配置等に関する調書

(1) 事業所の責任者	氏名	役職	教育職又は児童福祉事業 の経験年数(年)			
	近藤知子	園長	3 1			
(2) 職員の配置状況 及び利用定員等	(ア) 利用定員の全てを受け入れする際の配置人数(人)					
	職員数	4	うち保育士資格者数	3		
	専従者数	4	うち保育士資格者数	3		
	(イ) 1時間あたりの利用定員(人)					
	定員	参考 (内訳)	0歳	1歳	2歳	
	3		1	1	1	
	(ウ) 1か月あたりの標準的な開所日数(日)と開所時間(時間)					
	開所日数(日)		9			
	開所時間(時間)		54			
	(エ) 1か月あたりの利用定員(人)					
	定員	参考 (内訳)	0歳	1歳	2歳	
	162		54	54	54	
(3) 職務内容	・利用者との面談やその他の対応等 ・総合支援システムでの面談、予約、利用、請求等に関する事務全般 ・利用者への通園支援サービスの提供及び記録 ・利用者(子ども)の様子記録 ・乳児等通園支援給付費の法定代理受領に関する事務(給付費の受領、受領額の通知)					

3 施設整備状況調書

(1) 施設整備

設備	室数	乳児等通園支援事業を実施する面積	基準面積	設置階
⑥ 乳児室	1	1.65	1.65	1
⑦ ほふく室	1	3.3	3.3	1
⑧ 保育室	1	1.98	1.98	1
⑨ 遊戯室				1
⑩ 便所	1			

(2) 室別面積等

①乳児室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積
0歳児	1.65	1	1.65 (1.65 m ² /人)
1歳児			(1.65 m ² /人)

②ほふく室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積
0歳児			(3.3 m ² /人)
1歳児	3.3	1	3.3 (3.3 m ² /人)

③保育室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積
0歳児			(3.3 m ² /人)
1歳児			(3.3 m ² /人)
2歳児	1.98	1	1.98 (1.98 m ² /人)

④遊戯室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積
0歳児			(3.3 m ² /人)
1歳児			(3.3 m ² /人)
2歳児			(1.98 m ² /人)

(3) 防災等（保育室、遊戯室等を2階以上に設置する場合）

区分	要件			確認欄
2階に設ける場合	○ア、イ及びカの要件に該当するものであること			
3階以上に設ける場合	○アからクまでの要件に該当するものであること			
要件	ア	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること		
	イ	保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、道標の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ道表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること		
	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	
		避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 屋外階段	
	4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
	ウ	イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。		
	エ	一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。		
		①スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。		
		②調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。		
	オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。		
	カ	保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。		
	キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。		
	ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。		

(4) 食事の提供 ((1(9))にて給食・おやつのいずれかを有としている場合))

食事の提供方法	
調理室の有無	
加熱、保存機の機能を有する設備の有無	
(許可保育施設の場合) 許可保育施設と同様の提供方法・設備での実施の有無	

4 その他

(1) 地域との連携に関する取組み

・ 地域の保育園の園児や保育者との交流を行っている。

(2) 秘密保持に関する必要な措置 (運営規程に規定されている場合は省略可)

--

乳児等通園支援事業実施計画書（余裕活用型用）

1 基本情報

(1) 施設名称	くすのき保育園			
(2) 施設の所在地	三重県鈴鹿市若松西6丁目28-11			
(3) 区分	余裕活用型			
(4) 受入年齢	0歳6か月から満3歳未満まで			
(5) 事業開始予定日	令和8年9月1日			
(6) 提供日・時間 提供を行わない日	【提供日・時間】月曜日～金曜日 9時から11時まで 【提供を行わない日】 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）			
(7) 利用料	利用料金（1時間あたり）	300		円
(8) キャンセル料	キャンセル料の有無	無し		
	※キャンセル料が発生する場合はその理由			
(9) 給食・おやつ	給食の有無	無	費用	円
	おやつの有無	無	費用	円
(10) その他の費用	その他の費用の有無	無	費用	円
	内容			

2 職員配置等に関する調書

(1) 事業所の 責任者	氏名	役職		教育職又は児童福祉事業の 経験年数(年)	
	小野寺 真志	園長		11	
(2) 利用定員等	(ア) 定員(1時間当たりの利用定員)				
		0歳児	1歳児	2歳児	合計
	教育・保育の 利用定員	9	25	30	64
	教育・保育の 在籍児童数	9	24	29	62
	(イ) 開所日数と開所時間(1か月当たりの標準的な日数と時間)				
	開所日数(日)			22	
	開所時間(時間)			44	
	(ウ) 利用定員(1か月当たりの利用定員)				
		0歳児	1歳児	2歳児	合計
	教育・保育の 利用定員	396	1100	1320	2816
	教育・保育の 在園児童数	396	1056	1276	2728
	(※1時間当たりの利用定員×1か月当たりの開所時間で算出してください)				
	(エ) 室別面積等(※平面図を添付してください)				
		0・1歳児		2歳児	
	保育室等の面積	136.52		98	
	保育に必要な面積	108.9		57.42	
	乳児等通園支援事業に 充てられる面積	27.62		40.58	

	(オ) 職員配置		
		0・1歳児	2歳児
	保育に従事する職員数	12	7
	(うち保育士数)	11	7
	保育に必要な職員数	8	5
	乳児等通園支援事業に従事 できる職員数	1	1
(3) 職務内容	・利用者との面談やその他の応対等 ・総合支援システムでの面談、予約、利用、請求等に関する事務全般 ・利用者への通園支援サービスの提供及び記録 ・利用者（子ども）の様子記録 ・乳児等通園支援給付費の法定代理受領に関する事務（給付費の受領、受領額の通知）		

3 食事の提供（1(9)にて給食・おやつのいずれかを有としている場合）

食事の提供方法	
調理室の有無	
加熱、保存機の機能を有する設備の有無	
（許可保育施設の場合）許可保育施設と同様の提供方法・設備での実施の有無	

4 その他

(1) 地域との連携に関する取組み

・定期的に子育て支援の会を開催し、地域の子育て世帯への支援を行っている。 ・地域主催のイベント等への参加に取り組んでいる。
--

(2) 秘密保持に関する必要な措置（運営規程に規定されている場合は省略可）

--

